

建設業の時間外労働の上限規制の適用などに関する労務管理講習会を開催しました！

令和7年10月27日、相模原労働基準監督署会議室において、当署主催の「建設業の時間外労働の上限規制の適用などに関する労務管理講習会」を開催し、多くの事業場の皆様に御参加いただきました。

当署から、建設業に関する時間外労働の上限規制等の改正労基法の概要、相模原労働基準監督署管内の建設業における労働災害発生状況等についての説明を行いました。また、神奈川働き方改革推進支援センターの桐生様から職場におけるパワーハラスメント防止対策、各種助成金についての説明をいただきました。

昨年4月から建設業に対する時間外労働の上限規制が改正されましたが、建設業に工事を発注する事業場も、受注者（下請負人を含む）が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を前提とする、著しく短い工期での見積もりや請負契約の締結（工期ダンピング）を行わないことが求められます。さらに、国土交通省と連携し、適正な工期設定等と呼び掛けていきます。

講習会の様子

